

平成29年度富山県農地中間管理事業運営協議会活動方針

1 基本方針

農地中間管理事業については、事業開始から3年を経過し、県内全市町村で農地中間管理事業による貸借が着実に実施され、関係者の制度の理解もかなり進んでいる。

しかし、集落営農組織の法人化の動きがほぼ県下全域でひと段落し、毎年の機構集積協力金の制度改定したこと、担い手や市町村等の事務負担が増大したこと等の影響により、機構の貸付面積の実績は、初年度の2,311haと比較して、平成28年度実績は923haと大幅に減少している。

平成29年度はこうした課題を整理し、対策を講じることで、機構借受面積の大幅な引き上げを目指して取り組むこととする。

2 機構集積・配分目標

借受目標: 1,600ha(内、新規増加分 900ha)

3 活動計画

① 推進キャラバンの実施

- ・県及び機構等が連携して、各市町村を巡回し、各市町村の農政担当者や農業委員会等の個別具体的な課題について協議し、必要な対策を講じる。
- ・特に、担い手への集積率が低調な市町村については、重点的に対策を協議する。

② 事務負担軽減等への取り組み及び情報システムの改良

- ・以下の事項について市町村の事務負担の軽減策等を検討する。
 - ア 全部事項証明書等の添付について(来年度の申請に合わせて)
 - イ 農用地等の利用状況報告書について(来年度の申請に合わせて)
- ・農地台帳システムが保有しているデータとの連携を図り、農地中間管理システムの利便性・安定性を向上させる。

③ 農業委員会との連携強化

- ・本年度以降の農業委員会の改選に併せ、農地利用最適化推進委員が設置されることを受けて、農地中間管理事業の活用促進に向けて、農業委員会との連携を強化する。
- ・また、機構は、県農業会議や農業委員会が主催する農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会に協力する。

④ 広報活動の強化

- ・機構は、制度の改正を周知することや、さらに多くの農地所有者に制度の周知と活用を図るため、パンフレットの作成、市町村やJA等の広報誌に継続してわかりやすい資料を提供し、掲載を依頼する。

⑤ 基盤整備事業による機構活用の促進

- ・重点実施区域内で行う基盤整備実施地区において、農地中間管理事業を活用した農地集積の推進を図る。
- ・特に、土地改良法の改正により、農地中間管理権が設定された農地を対象に、農業者の費用負担を伴うことなく、基盤整備事業の実施が可能となったことから、県や機構、市町村、土地改良区等が連携協力して当該制度の周知を図り、機構事業の適切な活用を指導する。

⑥ 担い手への機構活用の促進

- ・機構は、法人協会や農業者協議会の研修会などでの制度の周知や意見交換を行う。
- ・特に、農地利用円滑化事業等の契約更新において機構事業への借り換えが進むよう、
 - ア 地代の支払い事務の一本化
 - イ 担い手同士の貸借農地の交換や、集約化による耕作者集積協力金や作業の効率化
 - ウ 県単「中山間地域等担い手農地集積支援モデル事業」の活用や国補事業では機構活用割合による優先採択

などのメリットへの理解促進と手続きの軽減に努める。